

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 規格情報 >

規格番号（発行年）	JIS C 8122（2012）
対応国際規格番号（版）	IEC 61184（第3版:2008）
規格タイトル	差込みランプソケット
適用範囲に含まれる主な電気用品名	キーレスソケット, 防水ソケット, キーソケット, プルソケット, ボタンソケット, セパラブルプラグボディ, ランプレセプタクル
廃止する基準及び有効期間	旧版であるJ61184(H20) の JIS C 8122:2006については, 採用を廃止し, 有効期間3年間要望。

< 審議中に問題となったこと >

用語について, 電気用品安全法の技術基準で使われている「試験指」とするか, JIS C 0920の用語「テストフィンガ」とするか検討した結果, JIS C 0920に合わせて「テストフィンガ」とした。
--

< 主な国際規格との差異の概要とその理由 >

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目 番号	概 要	理 由
1.1	「器具製造業者が使用することを意図したソケットは, 器具製造業者以外への販売を意図していない。」という規定を削除した。	JIS に規定すべき内容ではないため。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

### <主な改正点>

箇条	改正点	意図
1.1	適用範囲  「特に組込用に意図していない、例えば、背板形ランプソケットのような独立形ランプソケットには、箇条3に規定する追加要求事項を適用する。」という規定を削除した。  「器具製造業者が使用することを意図したソケットは、器具製造業者以外への販売を意図していない。」という規定を削除した。	IEC 規格の改正による。  JIS に規定すべき内容ではないため。
4.2	試験に関する共通条件  IEC 規格の、試験時の周囲温度(20±5)の規定に対する「試験結果に影響を与えない場合は、周囲温度はこの限りでない。」とのデビエーションを削除した。	国際規格整合。
7.1	表示  この規格に適合するランプは、耐インパルスカテゴリの距離を適用する旨を表示することを規定した。  また、二重絶縁又は強化絶縁の耐電圧試験に合格し、かつ沿面距離及び空間距離が二重絶縁又は強化絶縁と同等であるランプソケットは、クラス用途のランプソケットとして取扱い、その旨を表示することを規定した。	IEC 規格の改正による。
17	沿面距離及び空間距離  沿面距離及び空間距離は、耐インパルスカテゴリの距離を適用することを規定した。	IEC 規格の改正による。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条3	一般的要求事項 通常の使用状態で確実に機能し、かつ、人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条4  箇条8  箇条12	試験に関する共通条件 形式試験にて、形状、組立、及び動作など確認している。 寸法 ソケットの寸法を規定している。 構造 構造を規定している。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条15  箇条19	機械的強度 応力、衝撃など機械的強度について規定している。 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 ボールプレッシャ試験、グローワイヤ試験、ニードルフレーム試験、耐トラッキング試験にて確認する。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条7	表示 定格電圧、定格動作温度、水に対する保護等級など、ソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 18  箇条 20	一般耐熱性  高温試験やヒートサイクル試験を行い、安全性に影響を及ぼす劣化等がないか確認する。  過度の残留応力(自然割れ)及びさびに対する抵抗力  銅板及び接点等、過大な残留応力によって損傷しないか確認する。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 6  箇条 7	分類  材質、水に対する保護等級、固定方法、感電に対する保護など分類する。  表示  定格電圧、定格動作温度、水に対する保護等級など、ソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 14  箇条 19	耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧  絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定している。  耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性  ボールプレッシャ試験、グローワイヤ試験、ニードルフレーム試験、耐トラッキング試験にて確認する。	
第七 条 第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。  一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 9  箇条 11  箇条 14	感電に対する保護  テストフィンガを用いて充電部に触れないことを確認する。  保護接地  接地接続が必要な場合の手段を規定している。  耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧  絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定している。	
第七 条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制	該当	箇条 11	保護接地	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

第2項	護	されていること。	非該当	箇条 14	接地接続が必要な場合の手段を規定している。 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定している。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 14	耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び絶縁耐力を規定している。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 19	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 ボールプレッシャ試験、グローワイヤ試験、ニードルフレーム試験、耐トラッキング試験にて確認する。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 18	一般耐熱性 高温試験やヒートサイクル試験を行い、安全性に影響を及ぼ劣化等がないか確認する。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 3	一般的要求事項 通常の使用状態で確実に機能し、かつ、人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 15	機械的強度 応力、衝撃など機械的強度について規定している。	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出	該当			ソケットは、一般

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

条	よる危害又は損傷の防止	し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	非該当			に、化学物質が流出し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当			ソケットには電磁波発生要因がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 3	一般的要求事項 通常の使用状態で確実に機能し、かつ、人又は周囲に危険を生じない設計及び構造とする。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			ソケットは始動・停止をしない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			同上
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性	該当 非該当	箇条 18	一般的耐熱性 18.3 項にて接点及び他の全ての通電部は、過大な温度上昇を防止する構造であることが規定している。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当			ソケットは電氣的、磁氣的又は電磁的妨害を受け要素を持っていない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-		ソケットには雑音を発生する要因がない。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条7	表示 定格電圧、定格動作温度、水に対する保護等級など、ソケット又は製造業者のカタログなどに表示する。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以	該当 非該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

		<p>下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	同上	同上
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	同上	同上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

	度による表示)	<p>明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>			
--	---------	---	--	--	--